独立行政法人住宅金融支援機構第二期中期計画 (抄)

改 正 後

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 4.入札及び契約の適正化
 - (1) 調達等合理化計画(「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。)に基づくPDCAサイクルによる取組等を通じて公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進する。
 - (2) <u>調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果</u>についてホームページ上で公表する。

改 正 前

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 4 . 入札及び契約の適正化
 - (1) 国における公共調達の適正化に向けた取組(「公共調達の適正化について」 (平成 18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)) 及び契約監視委員会(「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置し、外部有識者及び監事により構成 。)における審議結果等を踏まえ、入札及び契約手続の適正化を推進する。
 - (2) 随意契約の基準を定め、ホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一定額以上の随意契約についてホームページ上で公表する。